

第4次国見町行財政改革大綱

平成18年2月

福島県国見町

策定の趣旨

近年、わが国の社会経済情勢は、少子高齢化、高度情報化、地方分権の推進など大きな変化を遂げ、市町村等の地方自治体に対しては従来の施策に加え、より質の高いサービスやまちづくりが求められるようになりました。

こうした中、当町においても、このような情勢の変化に対応するため、真に町民が求める施策の展開を図り、行政全般にわたる改革に取り組んできました。

この間、当町においては、町民の意向を踏まえ、自立の道を進むこととしました。

しかし、自立・合併に関わらず、長期にわたる景気の低迷は回復の兆しが見られるものの、依然として先行きは不透明であり、当町の財政状況も極めて厳しい状況におかれています。

このような厳しい財政状況を改善するには、限られた財源や人材等をこれまで以上に効率的かつ最大限に活用し、簡素で効率的な行財政運営の確立と、組織機構のスリム化に向けて、なお一層の改革を進めることが必要となっています。

こうしたことから、これまでの行財政改革の成果を踏まえ、広く町民の声に耳を傾けるとともに、社会経済情勢に的確かつ柔軟に対応できる体制を整え、活力のある魅力ある地域社会を構築するため、第4次国見町行財政改革大綱を策定するものです。

これまでの取り組み

行財政改革は、社会経済情勢の変化に即応しながら、町民のニーズを的確に捉え町民サービスを効率的、効果的に提供するため、事業や制度などを見直していくもので、行政にとって常に取り組むべき終りなき課題でもあります。

当町では、これまで、新たな行政需要に的確に対応する一方で、組織のスリム化や経費の節減に努め、地方分権時代にふさわしい行財政体制に改めていく必要があるとして、次のとおり行財政改革大綱を策定し、行財政全般にわたる改革に取り組んできました。

- ・「国見町行政改革大綱」(昭和61年3月策定)
- ・「新国見町行財政改革大綱」(平成8年2月策定、計画期間：平成8～12年度)
- ・「新国見町行財政改革大綱」(平成11年3月策定、計画期間：平成11～15年度)

しかしながら、新たな行政需要への対応や、長引く景気の低迷、また地方分権型社会への転換といった中であって、なお一層の改革が求められています。

これまでの取り組みにあっては、大綱については住民に周知をしてきましたが、その過程や実績、改革成果の活用方法などは、情報提供が不足していたという反省に立って、改革のすべての段階を町民と共有していくことが、改革の実効性を高めていくベースとして、情報の共有化を進めていくこととします。

計画期間

本大綱は、中長期視点に立って行財政の改革を推進するものであり、平成18年度から平成27年度までの10年間を設定し、次の2期に分けて行財政改革の実践の効果を高めていくこととします。

<前期（平成18～22年度）>

- ・実施計画に沿った前期の実践
- ・前期の結果を評価し、後期へ反映（実施計画の修正等）

<後期（平成23～27年度）>

- ・実施計画に沿った後期の実践
- ・計画期間全体の総括（平成28年度以降への反映）

ただし、社会経済情勢の変化等により、本大綱の見直しが必要となった場合は、適宜、修正するものとします。

推進体制及び進行管理

行財政改革の推進は、町長部局のみならず全庁に共通するものであり、各機関は横断的な連携を密にし、一体となって改革を推進します。

また、職員は行財政運営が町民の負担により賄われていることを認識し、最小の経費で最大の効果をあげるという基本に徹し、絶えず改善・改革する意識をもって取り組みます。

なお、本大綱の目標の実現に向けて、具体的な取り組みと実施年度を明らかにする「国見町行財政改革実施計画」を策定し、改革の推進を図りますが、社会経済情勢等を的確に改革へ反映するため、必要に応じ実施項目の追加及び変更を行います。

1. 職員の意識改革

効率的で効果的な行政を執行する責任は、すべての職員に求められるものであり、行政の質的転換を図り、行財政改革を推進するために最も必要なことは、職員の意識改革です。地方分権が進む中で、職員一人ひとりが、町の置かれている厳しい財政状況を充分認識し、すべての職員が行財政改革を自らの問題として捉え、より一層の意識改革を図っていくことが何より必要です。

そのために、研修等を含めた人事制度の充実をはじめ、職員の意識改革を促す方策を実施していかなければなりません。

2．行財政改革推進本部

本大綱による行財政改革は、これまでの行財政運営の構造を抜本から見直し、再構築していくためのものであり、町長のリーダーシップの基に、組織全体が一丸となって取り組むことが求められています。そこで、町長を本部長とする「国見町行財政改革推進本部」において、行財政改革の推進に向けた組織内の意志を統一し、実行力を高めるとともに、全体的な進行管理を行う中心的な機能を発揮していくこととします。

3．行財政改革推進本部検討部会

推進にあたっては必要に応じ、検討・調査等の庁内横断的なプロジェクトチームである「国見町行財政改革推進本部検討部会」において推進にあたります。

4．行財政改革推進委員会

住民協働の観点から住民の意見を反映させるため、公募による住民代表等の民間委員からなる「国見町行財政改革推進委員会」に対して、推進状況等を報告するとともに、推進委員会からの意見・提言について、積極的に取り入れ、推進本部を中心に実現を目指します。

5．町民・町議会・関係団体

本行財政改革の各項目を実施するにあたっては、町民や町議会、関係団体の理解と協力を得た上で推進します。

重点項目

行財政改革は、時代のニーズに合わせた新たな視点で、既存の制度や仕組み、考え方や意識の改革を行い、徹底した無駄の排除、スリム化を進めていくことが必要です。

本大綱が目指すものは、効率的な行政運営を行うことはもちろん、住民にとってより満足度の高いサービスを提供できる行政システムの構築を目指すものです。しかしながら行財政改革は住民の生活に直接関わる見直しも必要であり、補助金や扶助費の削減、人件費・公共事業の抑制、さらには使用料・手数料の引き上げなど、職員をはじめ住民にも痛みを伴う改革を実施せざるを得ない面もあることを認識する必要があります。これらを実現するため、次の3項目を行財政改革の重点項目とします。

1．効果的かつ効率的な行政運営の確立

地方分権が進展する中で、新たな行政課題に積極的に取り組み、多様化する町民ニ一

ズに的確に対応する組織運営が求められており、徹底した職員の意識改革と能力開発を行うとともに、専門性の高い職員育成を進めます。また、複雑多様化し増大する行政需要に対応し、限られた財源を有効に活用するために、民間委託の推進、行政評価システムの導入、事務事業の整理合理化を行うとともに、民間の経営理念や手法等の利点を行政運営に取り入れ、効率的、計画的、継続的な行政運営の確立を目指します。

2．健全な財政運営の確立

国・地方を通じた厳しい財政状況が今後も続く中において、複雑多様化する行政課題に的確に対応し、将来にわたっての持続可能な財政運営を進めるために、財政構造の改革に取り組む必要があります。このため、行政として対応すべき必要性、費用対効果を検証し、事務事業の整理合理化、効率化を図り、また経費負担のあり方の見直しにより自主財源の確保に努め、「最小の経費で最大の効果」の原点に立ったコスト意識を持ち、自主性・自律性の高い財政運営の構築を目指します。

3．開かれた行政と協働のまちづくり

地方分権時代のまちづくりでは、自治体の自己決定、自己責任による施策の展開の幅が拡大し、住民が行政に参画することを通じて、地域づくりを自らの努力で行う必要性が大きくなっています。その中で、地域において、住民、コミュニティ組織、NPO、事業者等による活発な活動が展開されることが求められており、住民と行政が対等なパートナーとして、お互いを尊重し合い、適切な役割分担のもとに協力し、政策形成や施策の推進を行うシステムづくりに取り組み、住民と行政との協力関係の強化を目指します。

推進項目

1．効果的かつ効率的な行政運営の確立

(1) 事務事業の見直し

事務事業については、新たな行政課題や町民ニーズの変化に的確に対応し、初期の目的を達成したもの、必要性の薄れたもの、時代の要請に合わなくなったものなどを再点検し、廃止、縮小、民間委託等を含めた見直しに努めます。

また、限られた財源の中、事務事業全般にわたり、最小の経費で最大の効果があがっているか、町が何を実施するのが適当であるか、町民に理解の得られる行政サービスであるかなど、事業の妥当性・効率性・有効性を客観的に評価する仕組みの確立を図る必要があることから、行政評価を導入します。

(2) 組織機構の見直し

新たな行政課題や町民ニーズに即応した施策を円滑に遂行できるよう、適時必要な見直しを行い、町民から見てわかりやすい簡素で効率的な組織機構の整備に努めます。

また、委員会・審議会等の効率的な運営を図るために、目的や活動、委員の選任や構成・定数、運営状況を慎重に検討します。

(3) 人事管理の見直し

事務事業の見直しや組織の簡素化・効率化等を進めながら、定員適正化計画に基づく職員数の適正化に努めるとともに、給与の適正化を推進します。

また、行財政改革の実施にあたっては、職員一人ひとりが自覚と責任を持って取り組むことが最も大切であることから、企業的なコスト意識や改善意識など職員の意識改革を進めるとともに、新たな行政課題へ積極的に対応するため、研修制度の充実等により、政策形成能力、法制能力、情報処理能力等を備えた人材の育成に努めます。

(4) 町民サービスの向上

町民の視点から見た質の高い行政サービスを提供するため、町民に利用しやすい窓口サービスの改善や見直しを行い、これまで以上に事務手続きの簡素化・迅速化に取り組みます。さらに近年の高度情報通信技術の有効な活用により電子自治体を推進し、より一層の事務処理の効率化を図り、町民サービスの向上に努めます。

2. 健全な財政運営の確立

(1) 経費の節減と合理化

限られた予算の中で増大する行政需要に対応するため、経費全般について徹底的な見直しを行い、その節減合理化を図るとともに、予算の厳正な執行に努めます。

また、町の外郭団体に対する自立的な活動や運営を促すとともに、各種負担金、補助金、交付金について、行政としての必要性、費用対効果、費用負担のあり方について検証し、縮減・廃止を視野に入れた見直しを行い、補助金等の抑制を図ります。

(2) 自主財源の確保

町税等の収納率の向上や、短期的には未利用財産の売却等を行い、歳入に対する自主財源の比率の向上に努めます。

また、町民と行政の責任分野を明確にし、公平確保の観点から特定のサービス受益者に対しては応分の負担を求めるなど使用料等の見直しにより、受益者負担の適正化を図ります。

(3) 財政運営の効率化

今後さらに厳しさが増す町の財政状況において、国の動向や社会情勢を分析し、財政見通しを的確に行うとともに、行財政改革の効果を見据えた計画的な財政運営に努めます。

(4) 公共工事のコスト縮減

公共工事の執行については、厳しい財政事情等を背景として、実施方法や経済効果等について様々な指摘がされています。このため、効率的な社会資本整備を進めるため、従来の考え方や手法にとらわれない有効なコスト縮減に努めます。

3. 開かれた行政と協働のまちづくり

(1) 情報の公開と共有化の推進

住民参加による公平で開かれたまちづくりを推進するために、住民と行政が相互に理解し、信頼し合う関係を、より深める必要があります。

このために、広報広聴機能の充実や行政の説明責任のもと、積極的な情報の公開をするとともに、住民からの意見や要望を広く募り、町民の声を生かした行政運営を推進し個人情報等の保護の徹底を図ります。

(2) 町民参加システムの確立

地方分権時代にふさわしい町民参加のまちづくりを実現するため、町民の意見を町政に反映させるシステム作りを推進するとともに、住民活動を支援するための制度の整備を図ります。

また、町内会と行政との役割を整理するとともに、自主事業に対する支援を行い自立的な活動を促進します。

さらに、ボランティアやNPO法人（特定非営利活動法人）等の活動推進を図り、より多くの町民が参加できる仕組みづくりを推進します。

町議会及び機関団体

町議会及び機関団体においても、「地方公共団体における行政改革のための新たな指針」に基づいて、その機能を十分に発揮し、自主的に組織・運営の合理化等を進めていただくようお願いすることとします。